

○羽村市弓道場条例施行規則

平成16年12月24日教委規則第8号

改正

令和4年1月18日教育委員会規則第1号

羽村市弓道場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽村市弓道場条例（平成16年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 条例第7条第1項前段の規定により羽村市弓道場（以下「弓道場」という。）の使用の承認を受けようとする者は、羽村市弓道場使用承認申請書兼使用料減額・免除承認申請書（様式第1号）を羽村市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 貸切使用の申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の3月前の月の初日から使用日の前日までとする。ただし、市外に住所を有する者の貸切使用の申請は、使用日の属する月の1月前の月の初日から使用日の前日までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、個人使用の場合は、使用の当日個人使用券の購入をもって申請に代えるものとする。

(使用の承認)

第3条 使用の承認は、申請の順序による。

(使用承認書の交付)

第4条 委員会は、使用を承認したときは、羽村市弓道場使用承認書兼使用料減額・免除承認書（様式第2号。以下「使用承認書」という。）を交付する。ただし、個人使用の場合は、使用料の領収書をもって使用承認書に代えるものとする。

(使用条件の変更)

第5条 条例第7条第1項後段の規定により承認を受けた事項の変更又は取消しの承認を受けようとする者は、羽村市弓道場使用変更等承認申請書（様式第3号）に使用承認書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項に規定する申請を承認したときは、羽村市弓道場使用変更等承認書（様式第4号）を交付する。

(使用料の返還)

第6条 条例第14条の規定による使用料の返還の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 天災地変その他使用者の責によらない事由により使用することができないとき 全額
 - (2) 委員会が公益上その他やむを得ない事由により使用の承認を取り消し、又は使用を停止させたとき 全額
 - (3) 使用者が使用日の20日前までに使用の取消しを申し出たとき 全額
 - (4) 使用者が使用日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき 100分の75相当額
 - (5) 使用者が使用日の5日前までに使用の取消しを申し出たとき 100分の50相当額
- (指定管理者の公募)

第7条 委員会は、条例第15条の指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施設の概要
 - (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
 - (3) 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の資格
 - (4) 管理業務の範囲及び内容
 - (5) 利用料金に関する事項
 - (6) 申請を受け付ける期間
 - (7) 選定の基準
 - (8) 条例第17条各号に掲げる書面の内容
 - (9) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要があると認める事項
- (指定管理者の指定の申請)

第8条 条例第17条の申請書は、羽村市弓道場指定管理者指定申請書（様式第5号。以下「指定申請書」という。）とする。

2 条例第17条第2号の書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 弓道場の管理に関する業務の収支予算書
 - (2) 申請者の概要が分かる書類
 - (3) 申請者の定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずるもの
 - (4) 申請者が指定申請書を提出する日の属する年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
 - (5) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類
- (使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 使用の承認を受けた施設等以外を使用しないこと。
- (3) 火災等の発生予防に留意すること。
- (4) 弓道場の係員の指示に従うこと。
- (5) その他委員会が必要と認める事項
(損傷等の届出)

第10条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(準用規定)

第11条 第2条、第4条から第6条まで及び様式第1号から第4号までの規定は、条例第15条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第2条第1項及び第4条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から第3号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

付 則（令和4年1月18日教委規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式 略